

別表七（三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第59条第1項又は第2項（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）（同項の規定を同条第5項又は震災特例法第17条第1項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合（平成31年改正前の措置法第67条の5の2第1項（中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。
- 2 通算法人が法第59条第2項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含むものとし、法第59条第5項の規定により読み替えて適用する場合に限ります。4において同じです。）の規定の適用を受ける場合には、「所得金額差引計20」の欄は「所得金額基準額（別表七(三)付表「6」）20」として記載します。
- 3 「調整前の控除未済欠損金額25」の欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 当該事業年度が法第57条第2項又は第4項（欠損金の繰越し）の規定の適用を受ける事業年度である場合には、別表七(一)付表一「3」の金額を記載します。
 - (2) 当該事業年度が法第57条第8項の規定の適用を受ける事業年度又は法第64条の7第2項第1号（欠損金の通算）に規定する最初通算事業年度（令和2年改正法附則第29条第1項（通算承認に関する経過措置）の規定により法第64条の9第1項（通算承認）の規定による承認があったものとみなされる日の属する事業年度を除きます。）である場合（(1)に該当する場合を除きます。）には、別表七(二)「14」の金額を記載します。
- (3) 当該事業年度が令和2年改正法附則第20条第1項（欠損金の繰越しに関する経過措置）に規定する承認の取消しの場合、取りやめの承認の場合又は連結納税終了の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度である場合（(1)に該当する場合を除きます。）には、同項の規定により当該法人の欠損金額とみなされる同項に規定する連結欠損金個別帰属額を記載します。
- (4) 当該事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額（欠損金額とみなされたものを含みます。）のうち、法第57条第9項又は令和2年改正法附則第20条第4項の規定によりないものとされる欠損金額及び当該法人が法第57条の2第1項（特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等法人である場合における同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額（法第58条（青色申告書を提出しなかった事業年度の欠損金の特例）の規定の適用があるものを除きます。）は、記載しません。
- 4 「欠損金額からしないものとする金額26」の欄は、通算法人が法第59条第1項又は第2項の規定の適用を受ける場合には「(当該発生事業年度の⁽²⁵⁾と((12)又は⁽²⁴⁾—当該発生事業年度前の⁽²⁶⁾の合計額)のうち少ない金額)又は」を消し、その他の場合には「又は(別表七(三)付表「17」)」を消します。
- 5 「差引控除未済欠損金額27」の欄の内書には、法第64条の7第2項に規定する特定欠損金額を記載します。